

事務連絡  
令和3年12月24日

各 〔都道府県〕  
〔市町村〕 介護保険担当主管部（局） 御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への  
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等の入所者及び従事者への1回目及び2回目の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について（改正）」（令和3年3月3日付け厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）等において、お示ししてきたところです。

また、新型コロナウイルスワクチンの追加接種については、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添））において、初回接種の完了から原則8か月以上の間隔を置いて1回接種することとし、「新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、医療機関等でのクラスター発生時の接種間隔の例外的な取扱いが認められる場合についてお示したところです。

今般、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生時に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者の考え方等について、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添）において示されたことを踏まえ、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できる高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者の範囲についてお示いたします。内容につきましてご了知いただくとともに、同事務連絡の実施手順等もご確認の上、各自治体の衛生主管部局と介護保険担当主管部局とで連携しながら、予防接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

本内容については関係団体等へも周知いただくとともに、引き続き、円滑な接種について、格段のご協力をお願いいたします。

## 記

市町村は、以下の高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者に対して、別添の事務連絡の手順により、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できることとする。

### ○高齢者施設等の入所者及び従事者

高齢者施設等とは、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等。下表参照。）である。

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険施設<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護老人福祉施設</li><li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li><li>・ 介護老人保健施設</li><li>・ 介護医療院</li></ul></li><li>○ 居住系介護サービス<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定施設入居者生活介護</li><li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li><li>・ 認知症対応型共同生活介護</li></ul></li><li>○ 老人福祉法による施設<ul style="list-style-type: none"><li>・ 養護老人ホーム</li><li>・ 軽費老人ホーム</li><li>・ 有料老人ホーム</li></ul></li><li>○ 高齢者住まい法による住宅<ul style="list-style-type: none"><li>・ サービス付き高齢者向け住宅</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活保護法による保護施設<ul style="list-style-type: none"><li>・ 救護施設</li><li>・ 更生施設</li><li>・ 宿所提供施設</li></ul></li><li>○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者支援施設</li><li>・ 共同生活援助事業所</li><li>・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）</li><li>・ 福祉ホーム</li></ul></li><li>○ その他の社会福祉法等による施設<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）</li><li>・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター</li><li>・ 生活困窮者一時宿泊施設</li><li>・ 原子爆弾被爆者養護ホーム</li><li>・ 生活支援ハウス</li><li>・ 婦人保護施設</li></ul></li></ul>
---	--

### ○通所によるサービスを提供する事業所の利用者及び従事者

通所によるサービスを提供する事業所については、短期入所系サービスや多機能型サービスも含まれる旨、厚生労働省健康局健康課予防接種室に協議済である。

以上